

## TWX-21 利用に関する約款

株式会社HIPUS（以下「甲」という）および\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、基本契約書に基づき行なう個別契約の申込みまたは承諾等の意思表示を「企業間の電子商取引支援サービス」（以下「TWX-21」という。）を利用して行う場合について、以下の約款について合意する事を約するものとする。

（適用範囲）

第1条 本約款は、甲から乙に発注された調達品を目的とする個別契約またはそれに関連する合意に関して、甲乙間で、TWX-21を利用して、意思表示または通知（以下「意思表示等」という。）が行われる場合の、意思表示等の取扱いに適用される。

（意思表示等の原則）

第2条 TWX-21を利用して行う甲乙間の意思表示等は、相手方に対する意思表示等が記録された電子データを、第2項に定める相手方のメールボックスに記憶させた時に、当該相手方に到達したものとみなす。

2 本約款において、乙のために提供されたTWX-21メールボックスを「乙のメールボックス」、甲のために提供されたものを「甲のメールボックス」、甲および乙にとってそれぞれ、乙のメールボックスおよび甲のメールボックスを「相手方のメールボックス」という。

（契約の成立）

第3条 相手方の申込に対する承諾の意思表示がTWX-21を利用して行われた場合、甲乙間の契約は、当該承諾の意思表示が当該相手方に到達した時に、成立する。

（書面の交付の取扱い）

第4条 甲および乙は、TWX-21を利用して相手方に意思表示等を行う場合、当該意思表示等を記載した書面の当該相手方への交付を行わないことができる。

2 TWX-21を利用して行われた甲乙間の意思表示等が、書面により行われたものと矛盾または相違した場合は、TWX-21を利用して行われた意思表示等が優先する。ただし、意思表示等を行った甲または乙が、相手方に別段の通知をしたときは、この限りでない。

3 基本契約（基本契約第3条に基づいて基本契約を変更または補充する甲乙間の合意が行われたときは、これを含む。）または個別契約（以下「基本契約等」という。）において、相手方へ書面による意思表示等を行うことが必要とされている場合、甲または乙が、基本契約等に基づいて相手方へ書面 によって行うべき意思表示等をTWX-21を利用して行ったときは、当該基本契約等の適用について、当該相手方へ書面による意思表示等を行ったものとみなす。

（個別契約の成立）

第5条 甲が乙に個別契約の申込を行う場合、甲は、TWX-21を利用して、当該申込の意思表示が記録された電子データを、乙のメールボックスに記憶させることにより、行うことができる。この場合、甲が当該電子データを、乙の当該メールボックスに記憶させた時に、当該電子データの内容に基づく個別契約の申込の意思表示が、甲から乙に到達したものとみなす。

2 前項の個別契約の申込に対して、乙が甲に承諾を行う場合、乙は、TWX-21を利用して、当該承諾の意思表示が記録された電子データを、甲のメールボックスに記憶させることにより行うことができる。この場合、乙が当該電子データを甲の当該メールボックスに記憶させた時に、当該電子データの内容に基づく個別契約の承諾の意思表示が、乙から甲に到達したものとみなす。

3 前2項に基づく個別契約は、第2項に定める乙の承諾の意思表示が記録された電子データが、甲のメールボックスに記憶された時に、成立する。

（個別契約の変更等）

第6条 甲および乙は、第2条および第3条に基づき、個別契約の変更、補充、または解除を、TWX-21を利用することにより、行うことができる。

（電子データ等の保存および改ざんの禁止）

第7条 甲および乙は、TWX-21により、相手方から提供され、もしくは相手方へ提供した電子データ、またはその内容を、磁気テープ、フロッピーディスク、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、ROM、CD-ROM、マイクロフィルム、書類、その他の記録媒体で、必要とされる期間、保存する。

2 甲および乙は、前項の電子データまたはその内容を、改ざんしてはならない。

（費用負担）

第8条 甲および乙が、本約款に基づいて利用するTWX-21に関して、甲が料金を負担するものとする。ただし乙の事由による特別処理に関わり発生する費用については、甲乙協議の上負担額を決める。

2 甲が電子データの内容を乙の閲覧に供するのに要した費用は、甲が負担するものとし、乙が当該電子データの内容を閲覧し当該電子データを乙の使用するコンピュータに記録するのに要した費用は、乙が負担するものとする。

（障害時の処置）

第9条 電子計算機もしくは電子記憶装置の故障または電気通信回線の途絶その他の事由により、TWX-21を利用することに障害が発生したときは、甲および乙は、直ちにその旨を、相手方へ通知する。

2 前項の障害が発生した場合、甲および乙は、当該障害が復旧するまでの間、必要に応じ、書面を交付するか、またはそれに代わる方法により、相手方に対して意思表示等を行う。

（協議解決）

第10条 本約款および個別契約に定めのない事項および疑義のある事項については、基本契約の条項および商慣習等によるほか、甲乙協議して解決する。

（合意解約時の効力）

第11条 甲乙の合意により本約款が解約されても、解約前に第2条から第6条までの規定により行なわれた甲または乙の意思表示等の効果は失われぬ。また、第7条の効力は存続する。

## 発注書面の交付に関する電子データの提供に関する承諾書

乙は、甲が乙に対する発注書面の交付に代えて行う電子データの提供について、甲から提示された下記の事項を承諾します。

記

電磁的記録の提供方法	Webによる閲覧、及びwebからのpdfファイルダウンロード
記録に用いられるソフトウェア及びバージョン	Microsoft Internet Explorer 8.0以降 Adobe Reader 10.0以降
費用負担の内容	「TWX-21 利用約款」の第8条による

本承諾後であっても、電磁的記録の提供を受けない旨の申し出が有った場合、甲は申し出以降の取引については、別途規定の書面を交付することとする。

TWX-21 利用約款および発注書面の交付に関する電子データの提供に関する承諾書の成立を証するため、本証書2通を作成し、甲乙各1通を保持する。

年 月 日

甲 代表住所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
法人名 株式会社 HIPUS

乙 代表住所  
法人名

代表者又は貴社情報資産管理責任者 氏名

⑩

Rev. 20211200